

課税期間の延長に関する調査の流れ

(資料3)

- 調査開始が決定された場合、調査は原則1年で終了。
- 経済産業省・財務省・物資所管省(今回の調査については、経済産業省及び財務省の2省となる)から成る調査当局が調査。

国内生産者による申請

- 国内生産者は、
 - ①不当廉売された貨物の輸入の事実及び
 - ②当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間満了後に継続又は再発するおそれあることについての十分な証拠を添えて課税期間の延長を求める書面を提出。

原則2ヶ月を目途

調査開始

調査せず

- 調査当局は、上記①及び②について、十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を開始。

質問状の送付・回答

回答内容の確認・分析

- 調査当局は、輸出国生産者・輸出者・国内生産者・輸入者・利用者に係る情報収集、分析を実施。

現地調査

最終決定

延長

延長せず

(課税期間満了)

- アンチダンピング課税期間の延長の是非に関し最終的に決定。